

京都市上下水道局告示第32号

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の収納事務の一部を委託することを、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成20年8月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 委託の相手方

国分グローサーズチェーン株式会社

代表取締役 大塚 潤一

2 委託の範囲

(1) 水道料金等の収納

(2) 収納した水道料金等の上下水道局に対する払込み

(3) 前各号に付帯する事務

3 委託開始の期日

平成20年9月1日

(上下水道局総務部営業課)